

# 宮城県公報

令和8年1月30日(金)  
号外第4号

## 目次

### 規則

- 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）
- 公有財産規則の一部を改正する規則（管財課）
- 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農村振興課）

次の規則をここに公布する。

令和8年1月30日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県規則第 2 号 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 3 号 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

宮城県規則第 4 号 公有財産規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 5 号 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

## 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和29年宮城県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(環境性能割の減免申請書の添付書類等)</p> <p>第55条の9 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 減免条例第7条第1項第4号の規定に該当する場合において、減免条例第9条第7項の申請をする者は、運転免許証の写し又は<u>免許情報記録個人番号カード</u>（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第56条の4第4項において同じ。）に記録された<u>特定免許情報</u>（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）を出力した書面の提出をもって<u>それぞれ当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カード</u>の提示に代えることができる。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(環境性能割の減免申請書の添付書類等)</p> <p>第55条の9 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 減免条例第7条第1項第4号の規定に該当する場合において、減免条例第9条第7項の申請をする者は、運転免許証の写しの提出をもって当該運転免許証の提示に代えることができる。</p>
<p>(種別割の減免申請書の添付書類等)</p> <p>第56条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第55条の9第3項の規定は、減免条例第7条の4第1項の規定に該当する場合における減免条例第9条第7項の申請をする者が行う運転免許証又は<u>免許情報記録個人番号カード</u>の提示について準用する。</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>(種別割の減免申請書の添付書類等)</p> <p>第56条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第55条の9第3項の規定は、減免条例第7条の4第1項の規定に該当する場合における減免条例第9条第7項の申請をする者が行う運転免許証の提示について準用する。</p> <p>5～8 [略]</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年宮城県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>本人確認情報等開示請求書 [略] [略]</p><p>(注) 1 請求の際は、本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。</p><p>2 [略]</p></div>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>本人確認情報等開示請求書 [略] [略]</p><p>(注) 1 請求の際は、本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、<u>健康保険の被保険者証</u>等）の提出又は提示が必要です。</p><p>2 [略]</p></div>
<p>様式第4号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>本人確認情報等訂正等申出書 [略] [略]</p><p>(注) 1 申出の際は、本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。</p><p>2 [略]</p></div>	<p>様式第4号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>本人確認情報等訂正等申出書 [略] [略]</p><p>(注) 1 申出の際は、本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、<u>健康保険の被保険者証</u>等）の提出又は提示が必要です。</p><p>2 [略]</p></div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和39年宮城県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(準用) 第24条 第27条第6項、第28条第1項、 <u>第2項及び第4項</u> 、第33条並びに第35条から第39条までの規定は、行政財産の目的外使用の場合について準用する。	(準用) 第24条 第28条第1項及び <u>第2項</u> 、第33条並びに第35条から第39条までの規定は、行政財産の目的外使用の場合について準用する。
(貸付料等) 第27条 [略] 2 前項第1号又は第2号に定める額が近傍類似の土地の地代若しくは借賃又は近傍同種の建物の借賃（以下この項において「地代等」という。）に比較して不相当と知事が認める場合には、土地又は建物の貸付料の額は、知事が地代等を考慮して定める相当の額とする。 <u>ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、知事が貸付けの事情等を考慮して定める相当の額とする。</u>	(貸付料等) 第27条 [略] 2 前項第1号又は第2号に定める額が近傍類似の土地の地代若しくは借賃又は近傍同種の建物の借賃（以下この項において「地代等」という。）に比較して不相当と知事が認める場合には、土地又は建物の貸付料の額は、知事が地代等を考慮して定める相当の額とする。
3～5 [略] 6 第1項又は第2項の規定により算定した公有財産の貸付料の額が当該公有財産に係る国有資産等所在市町村交付金（国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）の規定による国有資産等所在市町村交付金をいう。以下この項並びに次条第1項及び第4項において「交付金」という。）の額を下回ることが明らかになったときは、当該貸付料の額と当該交付金の額との差額を当該公有財産の借受人に負担させるものとする。	3～5 [略]

(公有財産の無償貸付け等)

第28条 財産条例第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により公有財産を無償で貸し付けようとするときは、次に掲げるものを除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。この場合において、交付金を交付することとなるときその他県が当該貸付けに係る公有財産を所有していることによって支出が生ずるときは、これに相当する額を当該公有財産の借受人に負担させるものとする。

2・3 [略]

4 第2項の規定により貸付料を減額して公有財産を貸し付けた場合であって、当該減額後の額が当該公有財産に係る交付金の額を下回ることが明らかになったときは、当該減額後の額と当該交付金の額との差額を当該公有財産の借受人に負担させるものとする。

(公有財産の無償貸付け等)

第28条 財産条例第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により公有財産を無償で貸し付けようとするときは、次に掲げるものを除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。この場合において、国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)の規定による国有資産等所在市町村交付金を交付することとなるときその他県が当該貸付けに係る公有財産を所有していることによって支出が生ずるときは、これに相当する額を当該公有財産の借受人に負担させるものとする。

2・3 [略]

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

## 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（平成6年宮城県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
別表第4（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>国営造成土地改良施設整備事業</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>国営総合農地防災事業</u></td><td><u>100分の30</u></td></tr></tbody></table>	区分	割合	[略]	[略]	<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>	[略]	国営造成土地改良施設整備事業	[略]	<u>国営総合農地防災事業</u>	<u>100分の30</u>	別表第4（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>土地改良施設突発事故復旧事業</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>国営造成土地改良施設整備事業</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	割合	[略]	[略]	<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>	[略]	国営造成土地改良施設整備事業	[略]		
区分	割合																				
[略]	[略]																				
<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>	[略]																				
国営造成土地改良施設整備事業	[略]																				
<u>国営総合農地防災事業</u>	<u>100分の30</u>																				
区分	割合																				
[略]	[略]																				
<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>	[略]																				
国営造成土地改良施設整備事業	[略]																				

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。